

京都市消防局訓令乙第3号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

消防体育に関する規程の一部を次のように改正する。

平成30年6月6日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第2条中「所属長」の右に「(消防分署長を含む。以下同じ。)」を、「当該所属」の右に「(消防分署を含む。以下同じ。)」を加える。

第4条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

体育管理者は、次に掲げる事務について、警防統括課長、次条に規定する体育副管理者又は第6条に規定する体育推進者を指揮する。

第4条第3項第6号中「の処理」を削る。

第5条及び第6条を次のように改める。

(体育副管理者)

第5条 所属に体育副管理者を置く。

2 体育副管理者は、消防局の課にあつては庶務を担当する係長を、消防署及び消防分署にあつては消防課第一部、第二部及び第三部の担当課長補佐をもって充て、体育管理者又は警防統括課長の指揮の下に、前条第3項各号に掲げる事務を処理する。

(体育推進者)

第6条 所属長は、別に定めるところにより、体育推進者を指名する。

2 体育推進者は、体育管理者、警防統括課長又は体育副管理者の指揮の下に、職員の体力練成の推進を図る。

第7条第1項中「指導監督の下で」を「指揮の下に、」に改める。

第13条を次のように改める。

(施行の細目)

第13条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局消防学校教育管理課)